

総行経第30号
令和2年6月10日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（通知）

このたび、第201回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）」（以下「第10次一括法」という。）が成立し、令和2年6月10日に公布されました。これは、令和元年12月23日に閣議決定された「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

地方独立行政法人制度関係では、第10次一括法により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）が改正され、第10次一括法の公布の日から3月を経過した日から施行することとされました（別添1及び2参照）。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

第10次一括法の施行に伴う必要な政令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要（第 10 次一括法第 4 条関係）

1 試験研究地方独立行政法人による出資（第 21 条、第 67 条の 8 関係）

法第 21 条第 1 号に掲げる業務を行う地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）の業務に、当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものに対し、出資を行うことを加えたこと。

また、試験研究地方独立行政法人は、その業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないとしたこと。

2 試験研究地方独立行政法人による株式又は新株予約権の取得及び保有（第 67 条の 9 関係）

試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たって、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができることとしたこと。

また、当該試験研究地方独立行政法人は、当該取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができることとしたこと。

3 地方独立行政法人による第三者への土地等の貸付け（第 42 条の 3 関係）

地方独立行政法人（公立大学法人は除く。）は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）であって、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができることとしたこと。

第二 施行期日等

1 施行期日（第 10 次一括法附則第 1 条関係）

第 10 次一括法による地方独立行政法人制度に関する規定は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行することとしたこと。

2 経過措置（第 10 次一括法附則第 4 条関係）

地方公共団体は、第 10 次一括法の施行前においても、その議会の議決を経て、改正後の法第 21 条第 1 号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又

は定款に出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができるとしたこと。

この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとしたこと。

第三 留意事項

1 試験研究地方独立行政法人による出資（第 21 条、第 67 条の 8 関係）

（1）定款における記載

本改正により可能となった試験研究地方独立行政法人による出資を実施するためには、各法人の定款で定める業務の範囲に出資業務について規定する必要があること。

各法人の定款に出資業務を規定する際には、各法人の業務の特性や体制、自己収入由来資金の保有状況等を踏まえ、出資の対象範囲となる事業や出資できる財産に係る制限（金銭出資、現物出資それぞれの可否等）についても規定することが考えられること。

（2）政令で定める事業

法第 21 条第 1 号の政令で定める事業を実施する者は、国の研究開発法人において出資することが可能とされているものと同様の範囲とすることを想定していること。

（3）出資業務の実施

当該出資業務は、研究成果の社会実装と地域におけるイノベーション創出の活性化に資することを目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等を遵守することはもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該出資業務の実施に当たっては、既に同様の出資が可能とされている国の研究開発法人について、その基本的な考え方や留意事項等が示されている「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局、別添 3 参照。以下「出資ガイドライン」という。）を参考に適切に対応すること。特に次に掲げる事項等に留意が必要であること。

- ① 金銭出資を行うに当たっては、各法人の自己収入（特許料収入等）を原資とすることを基本とすること。
- ② 出資先の選定、保有株式等の譲渡等に当たり、外部有識者の委員会による審議体制を構築すること。
- ③ 出資先の選定に係る審議に当たり、審査項目等を予め具体化しておくこと。
- ④ 出資後も定期的に出資先の事業計画や進捗状況等を把握して、外部有識者の委員会及び設立団体への報告、情報公開等を適時適切に行うこと。

⑤ 出資先との契約において、出資する知的財産権の取扱いに関する事項などを定めること。

⑥ 中期目標、中期計画、業務方法書において出資の方針や体制、達成すべき成果等について定めること。

また、出資に係る設立団体の長の認可に当たっては、出資を行う試験研究地方独立行政法人の体制及び出資先となる事業者の事業内容等を十分に確認することが適当であり、当該出資ガイドラインを参考に適切に対応すること。

2 試験研究地方独立行政法人による株式又は新株予約権の取得及び保有（第 67 条の 9 関係）

本改正により可能となった試験研究地方独立行政法人による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有は、資力は弱いが有望な成果活用事業者に対する育成支援を目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等を遵守することはもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該株式等の取得及び保有の実施に当たっては、既に同様の株式等の取得及び保有が可能とされている国の研究開発法人等について、その基本的な考え方や留意事項等が示されている「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局、別添 4 参照）を参考に適切に対応すること。特に次に掲げる事項等に留意が必要であること。

- ① 必要に応じて外部専門家の意見を活用するなど成果活用事業者への支援に係る専門性・客観性・公平性等を担保する体制を確保することが重要であること。
- ② 支援の内容（知的財産の移転・設定又は許諾、施設・設備の提供、技術指導等）を明確化するとともに適時適切な情報公開を行うこと。
- ③ 株式等の管理・売却等に係る対応を含め、予め所要の組織体制や規程等を整備することが望ましいこと。

3 地方独立行政法人による第三者への土地等の貸付け（第 42 条の 3 関係）

本改正により可能となった地方独立行政法人（公立大学法人は除く。）による第三者への土地等の貸付けは、当該地方独立行政法人において将来的に使用予定があるものの、当面使用されることが予定されていない土地等について、業務の遂行に支障が生じない範囲内で有効活用することにより、当該地方独立行政法人の業務の質の一層の向上を図ることを目的とするものであり、その実施に当たっては、関係規定等の遵守はもとより、法人の業務・財務の健全性を維持しつつ、法改正の趣旨に則った適切な対応が求められること。

当該土地等の貸付けに係る設立団体の長の認可に当たっては、既に同様の土地等の貸付けが可能とされている公立大学法人に関して通知されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について」（総財務第 24 号・元文科高第 164 号。令和元年 6 月 19 日付け総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参考に適切に対応すること。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）（条文）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）（新旧対照表）

別添 3 「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局）

別添 4 「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」（平成 31 年 1 月 17 日 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局）

別添 5 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について」（総財務第 24 号・元文科高第 164 号。令和元年 6 月 19 日付け総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係（第一条）

第二章 総務省関係（第二条―第四条）

第三章 厚生労働省関係（第五条・第六条）

第四章 農林水産省関係（第七条）

第五章 国土交通省関係（第八条―第十条）

附則

第一章 内閣府関係

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「当該市町村の長」を「市町村長」に改める。

第四十三条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同

条第四項から第六項までを削る。

第四十四条第二項を削る。

第七十七条第一項第二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

第二章 総務省関係

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の四第四項中「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 参議院（選挙区選出）議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、

第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となること

のできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に
関する要件を満たす者であること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二
百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることがで
きない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を
満たす者であると見込まれること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の
二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でな
いことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第
二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることができない者でないことを
当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

(公害紛争処理法の一部改正)

第三条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「都道府県知事は、毎年」を「毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第四条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」を「第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例(第六十七条の八に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七))に改める。

・第六十七条の九)

第二十一条第一号中「こと」の下に「及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと」を加える。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第四十二条の三 地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第六章の三の次に次の一章を加える。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

(出資の認可)

第六十七条の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という。)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七条の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に對し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

第二百二十三条第一項中「第三項ただし書及び第四項」の下に「、第四十二条の三」を、「第五十五条」の下に「、第六十七条の八」を加える。

第三章 厚生労働省関係

（児童福祉法の一部改正）

第五条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第三項中「その者」を「又は里親（次条第三号に掲げる者を除く。）その他の厚生労働省令で定める者に委託し、当該児童」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第六条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二中「、第三十二条第二項」を削り、「被保護者に対して交付する保護金品」の下に、「第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）」を、「その他の被保護者」の下に「（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第三項中「上欄」を「第一欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係

る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

第五十五条の三第二号から第四号までの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

第七十三条第三号中「次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において」を「以下」に改める。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収

納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところ

により、私人に委託することができる。

第八十四条の四第一項及び第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

別表第二中

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービス
の事業の廃止があつたとき、同法第七十七条
第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定
による同法第四十一条第一項本文の指定の取消し
があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規
定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力
が失われたとき。

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サ
サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十一条

第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十條の二第一項の規定により同法第四十一條第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十五條第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十二條第二項、第七十七條第一項若しくは第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十條の二第一項若しくは第七十二條第二項の規定により同法第四十一條第一項本文の指定の効力が失われたとき。

<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二 第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同 法第七十八条の十二において読み替えて準用する 同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十 二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき 。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域 密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法 第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に おいて読み替えて準用する同法第七十一条第二項 の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指</p>
---	---

定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十二条第二項の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失

われたとき。

同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二

第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条

<p>の二第二項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十条の二第二項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十条第二項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第二項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>
---	---

を

<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>
--	---

同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護
予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第
百十五條の九第一項若しくは第百十五條の三十五
第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の
指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條
の十一において読み替えて準用する同法第七十條
の二第一項の規定により同法第五十三條第一項本
文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護
予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第
百十五條の九第一項、同法第百十五條の十一にお
いて読み替えて準用する同法第七十一條第二項若
しくは同法第百十五條の三十五第六項の規定によ

る同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあったとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第二項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあったとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しく

は第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第

一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の三十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第五十八條第一項の指定の効力が失われたとき。

同法第百十五條の四十五の九の規定による同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の四十五の六第一項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。

同法第七十五條第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七條第一項若しくは第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の取消し

同法第七十七條第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による同法第四十一條第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

<p>があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二</p>
<p>の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停</p>

<p>第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二 第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同 法第七十八条の十五第三項（同条第五項において 準用する場合を含む。）の規定により同法第四十 二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき 。</p>	<p>止があつたとき。</p>
<p>同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護 支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条 第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定 の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二 第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定 の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六 条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があ つたとき。</p>
<p>同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条</p>	<p>同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条</p>

<p>の二第二項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十条の二第二項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第二項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。</p>
<p>の二第二項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第一百四十一条若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第一百四十一条若しくは第一百五十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。</p>
<p>同法第一百四十一条又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>	<p>同法第一百四十一条又は第一百五十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護 予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 百十五條の九第一項若しくは第百十五條の三十五 第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の 指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條 の十一において読み替えて準用する同法第七十條 の二第一項の規定により同法第五十三條第一項本 文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十 五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文 の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき</p>
<p>同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護 予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 百十五條の九第一項若しくは同法第百十五條の三 十五第六項の規定による同法第五十三條第一項本 文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十</p>	<p>同法第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十 五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文 の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき</p>

<p>五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	
<p>同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>同法第百十五條の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の十九の規定による同法第百十四條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の二十一において準用する同法第七十條の二第一項の規定により同法第百十四條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五條の十九の規定による同法第五十四條の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
<p>同法第百十五條の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の二十九の規定による同法第五十八條第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五條の三十一において準用する同法第七十條の</p>	<p>同法第百十五條の二十九の規定による同法第五十八條第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

<p>二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。</p>
	<p>同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

に改める。

別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表都道府県の項中「及び第五十四条の二第四項」を「及び第五十四条の二第五項」に、「第五十四条の二第六項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

第四章 農林水産省関係

(森林法の一部改正)

第七条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の四第二項中「手続」の下に「又は第八十八条第二項の実地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査」を加える。

第五章 国土交通省関係

(軌道法の一部改正)

第八条 軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第二十五条ヲ除キ同ジ）」を加える。

第二十五条第一項中「都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を加える。

第二十六条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ同法第二十一条中「鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）」トアルハ「軌道

の抵当に関する法律（明治四十二年法律第二十八号）」ト、同法第二十五条第三項中「、第一項」トアルハ、「軌道法第十六条第一項」ト、「業務」トアルハ「事業又は運転」ト、「が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつた」トアルハ「に關し公益上必要がある」ト、「又は第一項」トアルハ「又は同項」ト、同法第五十五条第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事（当該都道府県の区域内の軌道を敷設する地が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内のみにある場合にあつては、当該指定都市の長。次条において同じ。）」ト、同法第五十六条第一項及第二項中「国土交通大臣」トアルハ「国土交通大臣又は都道府県知事」ト、同法第五十六条の二中「第五十五条第一項」トアルハ「軌道法第十三条」トス

第二十七条ノ二中「表示していた」を「表示していた」に、「表示し、又は公表していた」を「表示し、又は公表していた」に改める。

第二十七条ノ三を第二十七条ノ四とし、第二十七条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ三 一ノ都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル軌道ニ付其ノ敷設スル地ガ当該指定都市ノ区域ト当該区域外ノ当該指定都市ヲ包括スル都道府県ノ区域トニ跨ル

コトトナリタル場合ニ於テハ其ノ変更ノ際現ニ効力ヲ有スル当該指定都市ノ長が行ヒタル認可等ノ処分
其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「処分等ノ行為」ト謂フ）又ハ現ニ当該指定都市ノ長ニ為サレタル認可
ノ申請其ノ他ノ行為（以下本条ニ於テ「申請等ノ行為」ト謂フ）ハ其ノ変更以降ニ於テハ当該都道府県
ノ知事が行ヒタル処分等ノ行為又ハ当該都道府県ノ知事ニ為サレタル申請等ノ行為ト看做ス
第三十四条中「都道府県」の下に「又ハ指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削
る。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第九条 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第六号中「第二十条第
一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に

、「同項各号」を「同条各号」に改め、同条第二項を削る。

第五十三条中「、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項第一号」及び「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

第五十五条中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第十条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項後段を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五

条及び第十六条の規定 公布の日

二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日

三 第五条の規定 令和三年四月一日

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条（地方自治法別表第一軌道法（大正十年法律第七十六号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和四年四月一日

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する地域型保育事業所をいう。以下この条において同じ。）について他市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認（同法第二十九条第一項の確認をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合には、当該他市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定める日に、その効力を失う。

一 所在市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同

じ。)を受けている地域型保育事業所 この法律の施行の日(以下この条から附則第四条までにおいて「施行日」という。)

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所 施行日から起算して三月を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる地域型保育事業所について同号に定める日前に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所に係る他市町村確認は、当該所在市町村確認がされた日に、その効力を失う。

3 第一項第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他市町村確認の効力については、同号に定める日(前項の場合にあつては、同項に規定する所在市町村確認がされた日)の前日までの間、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 地方公共団体は、施行日前においても、地方独立行政法人法第七条又は第八条第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四条の規定による改正後の同法第二十一条第一号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（軌道法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第八条の規定による改正前の軌道法（以下この条において「旧軌道法」という。）の規定により都道府県知事がした認可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧軌道法の規定により都道府県知事に対してされている認可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」と

いう。)の長となるものは、第四号施行日以後における第八条の規定による改正後の軌道法(以下この条において「新軌道法」という。)の適用については、新軌道法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

2 第四号施行日前に旧軌道法の規定により都道府県知事に対し、帳簿の提出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新軌道法の相当規定により指定都市の長に対して帳簿の提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新軌道法の規定を適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法(大正十年法律第七十六号)の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項第一号中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同項第二号中「及び第五十四条の二第四項」を「及び第五十四条の二第五項」に、「第五十四条の二第五項」を「第五十四条の二第六項」に、「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）の項中「第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、」を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第八条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の八第一項中「第四百四十三条第三項、」を削る。

第四百四十三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に改める。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十八条第一項

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十三条の三第一項

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

別表第五第二十七号中「同法第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、」を削る。

（環境影響評価法の一部改正）

第十一条 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する

場合及び同法第二十二条第一項又は」を削り、「適用される場合」を「適用される同法第十九条第三項（

同法第二十一条第二項において準用する場合）」に、「北海道開発局長）又は都道府県知事（」を「北海道

開発局長。」に改める。

第四十五条第二項中「から第四項まで（」を「及び第二項（これらの規定を）」に、「含み、同法第十九

条第三項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含み、」を「含む」。

）若しくは同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される」に改め、「にあつては同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含み、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削る。

（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第十二条 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十六号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「第二十条第一項第四号」を「第二十条第四号」に改め、同条第七号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一号」に改める。

第十七条第一項及び第十八条中「、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して」を削る。

第十九条第二項を削る。

第二十条第一項中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の一」を「同条各号のいずれか」に改め、同条第二項を削る。

(地域再生法の一部改正)

第十三条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二十四第六項中「第十七条の三十六第十一項」を「第十七条の三十六第十項」に改め、同条第十項中「第十七条の三十六第十五項」を「第十七条の三十六第十四項」に改め、同条第十一項中「第七条の三十六第十六項」を「第十七条の三十六第十五項」に改め、同条第十四項中「第十七条の三十六第十九項」を「第十七条の三十六第十八項」に改め、同条第十五項中「第十七条の三十六第二十項」を「第十七条の三十六第十九項」に改め、同条第十七項中「第十七条の三十六第二十一項」を「第十七条の三十六第二十項」に改める。

第十七条の三十六中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第

十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同条第十八項中「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条の三十七中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に、「第十七条の三十六第二十二項」を「第十七条の三十六第二十一項」に改める。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第二十二項」を「第十七条の三十六第二十一項」に改める。

第十七条の三十九、第十七条の四十第一項及び第十七条の四十一中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改める。

第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項まで」を「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第十四条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五十条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十五条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十六条 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第七号中「次条第三項第十二号」を「次条第三項第十一号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十一号」を「第三項第十号」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章の二（略）</p> <p>第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）</p> <p>第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例（第六十七条の八・第六十七条の九）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p> <p>二～七（略）</p> <p>（土地等の貸付け）</p> <p>第四十二条の三 地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章の二（略）</p> <p>第六章の三 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 試験研究を行うこと。</p> <p>二～七（略）</p> <p>（新設）</p>

うものを除く。)は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該業務の質の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該地方独立行政法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第六章の四 試験研究地方独立行政法人に関する特例

(出資の認可)

第六十七条の八 地方独立行政法人で第二十一条第一号に掲げる業務を行うもの(次条において「試験研究地方独立行政法人」という。)は、同号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第六十七条の九 試験研究地方独立行政法人は、当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(以下この項において「成果活用事業者」という。)に対し、当該試験研究の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認め、その支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式

(新設)

(新設)

(新設)

又は新株予約権を取得することができる。

2) 試験研究地方独立行政法人は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

（設立団体が二以上である場合の特例）

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十二条の三、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第六十七条の八、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2) 5 (略)

（設立団体が二以上である場合の特例）

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2) 5 (略)

研究開発法人による出資等に係るガイドライン

平成 31 年 1 月 17 日

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

文部科学省 科学技術・学術政策局

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する法人をいう。以下同じ。）については、イノベーション創出等の観点から、今般、法改正により出資等（法第 34 条の 6 に規定する出資並びに人的及び技術的援助をいう。以下同じ。）の機能の拡大が図られたところである。

このため、研究開発法人として、業務・財務の健全性を維持しつつ、今般の法改正の趣旨に則って出資等の業務を適切に実施する観点から、出資等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを次のとおり定める。

研究開発法人所管府省（以下「所管府省」という。）におかれては、本ガイドラインに基づき、所管の研究開発法人による出資等の業務の適切な実施に万全を期していただきたい。（注）

（注） 本ガイドラインは、出資等に係る基本的な考え方や留意事項等を示したものである。したがって、所管府省におかれては、所管の研究開発法人の業容等に応じた対応が求められるところである。

I. 出資等の業務に関する考え方

我が国の経済社会を更に発展させるためには、ベンチャーの創出、民間企業との共同研究、知的財産のライセンス等を活性化させ、これらの活動を通じて、これまで以上に研究開発法人の研究成果の社会実装を進めることが重要である。そして、その結果として、民間投資の拡大を図り、それを有効に活用して自らの研究開発力を強化し、さらにその成果の社会実装を進めるという好循環を構築することが重要である。

これまで、研究開発法人による法人発ベンチャーに対する出資等の業務については、一部法人のみに認められてきたところであるが、近年、研究開発法人による産学官連携の取組が盛んになってきていること、とりわけ、特許の取得・ライセンスの実績が上がっているとともに、研究開発法人の研究成果を活用した研究開発法人発ベンチャーの中から大きく成長するものが出て

きている状況に鑑み、平成 30 年の法改正により、研究開発法人による出資等の機能の拡大が図られた。

具体的には、従来認められていた研究開発法人以外の研究開発法人に出資等の業務の実施が認められるとともに、当該出資等を受ける対象者についても、従来規定されていた成果活用事業者（研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者）に加えて、成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者、成果活用等支援法人（研究開発法人の成果の民間事業者への移転、共同研究開発等についての企画及びあっせん等により研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者）に出資等を行うことが可能となった。

一方で、研究開発法人が、独立行政法人として業務・財務の健全性を維持しつつ、出資等の業務についても法改正の趣旨に則った出資等の業務を実施するためには、当該業務を実施するに当たって留意すべき事項や組織体制等の法人において対応すべき事項について定めることが必要であり、本ガイドラインを定めることとした。

本ガイドラインに沿って、出資等の業務に係る適切性を保ちながら、研究開発法人の研究開発の成果をより多く社会・経済に還元するとともに、民間資金の導入を飛躍的に向上させ、研究開発法人を中核とする知識・資金の好循環を実現することが期待される。

II. 出資等の業務に関する基本事項

1. 出資等の対象について

法第 34 条の 6 に基づき、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発法人は、以下の者に対し出資等を行うことができる。このうち、いずれの者に対して出資等を行うことができるかについては、各法人の業務の特性や体制、自己収入由来資金の保有状況等に応じて個別に規定すべき事項であり、また、社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直すことが必要であるため、政令において法人ごとに規定されている。また、出資できる財産に係る制限（金銭出資、現物出資それぞれの可否等）についても、同様の理由から政令において法人ごとに規定されている。

- (1) 出資等を行う研究開発法人の研究開発成果を活用するベンチャー
（いわゆる研究開発法人発ベンチャー）【法第 34 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する成果活用事業者】

- (2) 出資等を行う研究開発法人発ベンチャーに対して、必要な助言、資金供給等を行うベンチャーキャピタル又はファンド（ベンチャーキャピタル等）【法第34条の6第1項第2号に規定する成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者】

※ 研究開発法人からベンチャーキャピタル又はファンドへの出資金が、当該研究開発法人由来の研究開発法人発ベンチャーへの支援のみに使用されることが必要。（ベンチャーキャピタルの設立・運営に係る経費を含む）

- (3) 成果活用等支援法人【法第34条の6第1項第3号に規定する研究開発法人の成果の民間事業者への移転、共同研究開発等についての企画及びあっせん等により研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者】

※ 以下のような当該研究開発法人の成果の活用を促進する活動を行う法人。

- ①研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転
- ②研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん
- ③その他の研究開発法人の成果の活用を促進する活動（研究開発法人の有する研究開発成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築並びに当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進等）

2. 出資財産について

(1) 金銭出資

出資等の業務は、産学官における知識・資金の好循環の構築に資するものとして今般の法改正で規定されたものである。このため、金銭出資を行うに当たっては、各法人の自己収入^{*}をその原資とすることを基本とする。

※ 国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）。具体的には、寄附金、特許料収入、受託収入、財務収益（運営費交付金の財務収益等国費由来のものは除

く)、雑収入（運営費交付金で購入した物品の売却益等国費由来のもの除く）等。なお、当然のことながら出資を目的として借入を行うことは認められない。

（2）現物出資

現物出資を行う場合、一般的には研究開発法人が所有する知的財産及び設備等を出資財産とすることが想定されるが、それら財産の評価額については、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであることが必要である。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助金等で購入されたものについては、同法第 22 条に定める手続きを終えたもの又は減価償却を終えたものを出資することが望ましい。

加えて、知的財産については、知的財産が散逸・死蔵されないよう、現物出資した企業が倒産や休眠に入った場合等に知的財産の返還を求めることなどを契約等において措置しておくことが望ましい。

3. 人的及び技術的援助の考え方について

研究開発法人の研究開発の成果を効果的・効率的に社会に還元するためには、上記の出資にとどまらず、必要に応じて出資対象企業に対する人的及び技術的援助を行うことが必要である。例えば、以下の援助が想定される。

- ・ 研究開発法人の研究者等による実用化に向けた試験等の直接支援並びに技術的な指導、助言及び情報提供
- ・ 研究開発の成果の実用化、市場ニーズとのマッチング及び知的財産管理・強化に関するノウハウの提供やそれらノウハウに精通した専門人材の紹介
- ・ 民間ベンチャーキャピタルや民間金融機関等とのネットワークを活用した法人発ベンチャーの成長に必要な経営人材の紹介 等

4. 出資等の業務の実施について

（1）出資等の業務を進めるために必要な措置

研究開発法人による出資等の業務を適切に実施するため、研究開発法人は以下の措置を講じる必要がある。出資等に係る専門性と客観性を担

保するための体制を確保していく必要があることから、特に、①～⑤については、研究開発法人において必要な規程を整備しなければならない。（研究開発法人発ベンチャーへの出資に係る規程の参考例は別紙のとおり。）

① 外部有識者の委員会による審議等

出資業務の公正性・客観性を保つとともに、その効果的な実施を図るため、研究開発法人において、出資先の選定、保有株式の譲渡等に当たり外部有識者の委員会による審議体制を構築する。委員会の構成員の人数、属性その他の要件並びに委員会の権限及び機能等は研究開発法人毎に定められることとなるが、外部有識者には、ベンチャー等への出資に係る十分な経験、対象分野に係る専門性に加え、審議の対象に対する中立性を有することが求められる。（ただし、法人の施策方針を踏まえた審議を促進する観点から、外部有識者の委員会の構成員に、法人の役職員を1名含むことは可能。）その上で、最終的な出資の決定については、外部有識者の委員会の審議結果を踏まえ、法人の長が責任をもって行うものである。

② 管理者等の設置

研究開発法人において、出資先の選定に係る調査、外部有識者の委員会に付議する案件の選定、出資後の状況把握並びに人的及び技術的援助等を円滑かつ効率的に実施するため、出資業務に関する管理者及び担当部署を設置する。管理者は出資業務に関する専門的な知見等を有する者の中から選任することとする。管理者及び担当部署の権限及び機能等は研究開発法人毎に定める。

③ 出資先の選定

研究開発法人においては、出資先の選定に係る審議にあたり、審査項目等を予め具体化しておく必要がある。

審査項目については、出資先毎に、それぞれ以下のような事項が考えられる。

（研究開発法人発ベンチャー）

- ・ 事業化しようとする研究開発成果の内容及び事業計画
- ・ 財務内容（※）
- ・ 経営体制、技術的能力
- ・ 資金計画、出口戦略等の経営戦略

- ・事業の有望性、社会的要請（含む ESG(Environment, Social, Governance)、SDGs(Sustainable Development Goals)) への適合性等

(ベンチャーキャピタル及びファンド)

- ・事業計画及び研究開発法人発ベンチャーへの支援の内容
 - ・経営体制、技術的能力
 - ・出資審査・管理の体制及び仕組み
 - ・財務内容（※）
- 等

(成果活用等支援法人)

- ・事業計画及び成果活用支援の内容
 - ・経営体制、技術的能力
 - ・財務内容（※）
- 等

(※) 出資先の赤字補填とならないよう留意すべきである。赤字の場合については、事業が有望であり、かつ合理的な期間のうちに損益の程度が相当程度改善することが見込まれるだけの具体的な事業・収益計画がある場合等に限ることが適当である。

④出資後の状況把握及び対応

研究開発法人は、出資後も定期的に出資先の事業計画の進捗状況や経営状況等を把握するとともに、出資先に業容拡大等の事情がある場合には、必要に応じて追加出資、人的及び技術的援助を行い得る。また、定期的に財務情報を検証のうえ、①の委員会に報告等を行うことが適当である。そのうえで、事業計画の進捗状況や経営状況等も踏まえ、適時出資継続の可否について判断を行い、経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される等の場合には調査の上、①の委員会を活用しながら、所有株式の譲渡等を行う。その他、議決権の行使や適切な相手方に対する所有株式の譲渡等の手続を定める。

⑤利益相反マネジメント

研究開発法人は、外部有識者の選任に加え、出資に関し生じ得る利益相反に係る規程を整備するとともに、当該研究開発法人内部における利益相反マネジメント体制を整備する。

⑥民間ベンチャーキャピタル等との連携

研究開発法人による出資は、民業補完に徹するものであり、基本的には民間ベンチャーキャピタル等が担うことが困難な創業段階から創業初期段階のベンチャーが想定される場所である。また、研究開発法人は民間からの投資の呼び水になることが期待されるなど相互補完的な関係の構築がなされるよう出資を行うことが求められる。

(2) ベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人への出資等に関する認可について

研究開発法人からベンチャーキャピタル等及び成果活用等支援法人への出資等は、本来研究開発法人が担うべき機能を継続的に外部機関へ行わせるものであることを踏まえ、主務大臣の認可及び財務大臣への協議が必要である。所管府省は、本ガイドラインに基づく措置が着実に実施されるよう、認可の基準及び申請書の様式を適切に定める必要がある。

5. 中（長）期目標等への反映及び出資業務の評価について

中（長）期目標/中（長）期計画、業務方法書において出資の方針や体制、達成すべき成果等を定める必要がある。

6. 関係規制等の遵守について

出資先企業等及び出資先企業等が出資を行うベンチャー等との関係性については、独立行政法人通則法並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等が適用されることになるため、各研究開発法人においては、これらの規制に反することが無いよう適切に対応することが求められる。

(1) 独立行政法人通則法

独立行政法人通則法第 50 条の 4 の規定により、「密接関係法人等」に対する役員又は職員等の再就職の斡旋等規制が設けられている。独立行

政法人通則法の政令及び省令において「密接関係法人等」には、独立行政法人が直接出資等を行っている会社等だけでなく、独立行政法人が子会社を有している場合にその子会社が出資等を通じて重要な影響を与えることができる会社等も含まれており、仮にベンチャーキャピタル等や成果活用等支援法人が研究開発法人の子会社に該当する場合には、これら経由でベンチャーに出資を行った場合であっても、独立行政法人通則法第 50 条の 4 の規定は適用されることとなるため留意が必要である。

(2) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 30 年 9 月 3 日改訂）においては、「特定関連会社」等との契約・取引の状況について公表が求められている。「特定関連会社」等には、独立行政法人が直接出資している会社だけでなく、独立行政法人が特定関連会社を有している場合に、当該特定関連会社が出資等を行っている会社も含まれており、仮にベンチャーキャピタル等や成果活用等支援法人が研究開発法人の特定関連会社に該当する場合には、これら経由でベンチャーに出資を行った場合であっても取引の状況について公表が求められることとなるため留意が必要である。

(3) その他の関係規制等

(1) 及び (2) の他、研究開発法人は、会社法による株式引受人の権利・責任に関する規定や金融商品取引法による会社関係者のインサイダー取引規制に関する規定など出資に係る関係規制の遵守に万全を期す必要がある。

また、研究開発法人は、出資先の経営体制や株主構成に反社会的勢力などとの関係が認められないことを確認する。

7. 所管府省への報告及び情報公開

業務の適切性及び財務の健全性については、当該研究開発法人のみならず、所管府省においても、責任をもって対応するものとし、説明責任についても果たしていくべきものである。

したがって、研究開発法人は、所管府省に対し、以下のような出資内容及び出資後の状況等について適時適切に報告を行い、所管府省と密に連携する体制を確立する必要がある。

- ・ 出資内容（出資先企業名、事業内容、出資額等）、出資決定プロセス

や背景等

- 出資後における、適切な評価に基づく、各出資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針
- 出資時における将来見通しからの乖離、その具体的な対応方針等

また、財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じた適時・適切な情報の公開を行う。

(別紙)

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）
第 34 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する成果活用事業者に対する出資（法人発ベンチャーに対する出資）に関し研究開発法人で定める内規例

1. 外部有識者の委員会による審議等に関すること

【内規例】

第〇条 国立研究開発法人〇〇（以下「〇〇機構」という。）は、事業の実施に関し必要な事項を審議するため、△△委員会を設置する。

2 △△委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 出資対象企業の選定及び出資の条件に関すること。

(2) 保有株式の譲渡等に関すること。

(3) 議決権の行使に係る事項のうち、重要と認められること。

3 △△委員会は、委員長及び委員〇名以内で構成する。

4 委員長及び委員は、外部有識者又は役職員のうちから、理事長が委嘱又は指名する。

5 委員長及び委員の任期は〇年とする。ただし再任を妨げない。

6 委員長又は委員が、その職務の継続が適切でない認められる場合は、理事長は、前項に定める任期にかかわらず、当該委員長又は委員に対する委嘱又は指名を解くことができる。

7 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。

8 委員長は、必要に応じて構成員以外の外部有識者を出席させ、意見を聴くことができる。

9 委員長は、審議の結果を理事長に報告する。

10 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

11 この規則に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2. 管理者等の設置に関すること

【内規例】

第〇条 〇〇機構は、出資対象候補企業に対する調査及び人的・技術的援助、その他事業の円滑かつ効率的な推進に資するため、出資管理者を置く。

2 出資管理者は、出資業務に関する専門的な知見等を有する者の中から適切なものを選任し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 出資事業に関する外部からの相談への対応

(2) 出資対象企業(出資対象候補企業を含む。本項において以下同じ。)の経営戦略及び経営状況に関する調査

(3) 出資対象企業に対する人的・技術的援助

(4) 出資事業の運営に関する助言

(5) △△委員会に付議する案件の選定

※別途、法人の組織規定等において、出資等の業務の担当部署を明確化する必要がある。

3-1. 出資先の選定に関すること

【内規例】

- 第〇条 〇〇機構は、その研究開発成果を事業活動において活用するために設立された企業又は設立される予定の企業のうちから抽出された出資対象候補企業に対し、外部専門機関による調査及び関係者との出資条件の調整を行った上で、適当な出資対象企業を選定する。
- 2 前項の出資対象企業を選定にあたっては、第〇条に定める△△委員会による審議を行う。
- 3 △△委員会は、前項の審議にあたり、次の各号に定める項目についてそれぞれ審査する。
- (1) 出資対象候補企業が実用化しようとする技術の内容及び開発計画
 - (2) 出資対象候補企業の財務内容
 - (3) 出資対象候補企業における経営体制
 - (4) 出資対象候補企業における資金計画及び出口戦略を含む経営戦略
 - (5) 出資対象企業が提案する事業の事業性、市場性の展望

3-2. 出資の実行手続に関すること

【内規例】

- 第〇条 〇〇機構は、出資を実行するにあたり、出資対象企業と出資に関する契約(以下「出資契約」という。)を締結する。
- 2 出資契約には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 〇〇機構が取得する株式の種類及びそれぞれの数
 - (2) 〇〇機構が出資する額及びその内容
 - (3) 知的財産を現物出資する場合にあつては、当該知的財産の取扱いに関する事項
 - (4) 反社会的勢力の排除に関する事項
 - (5) 経営者及びそれに準ずる者の責任に関する事項
 - (6) 〇〇機構が出資を継続することが困難な状況に至った場合における、〇〇機構の保有する株式の譲渡先探索への協力に関する事項
 - (7) その他〇〇機構が必要と認める事項

4. 出資後の状況把握及び対応に関すること

【内規例】

(出資対象企業に対する援助及び調査)

- 第〇条 〇〇機構は、出資後の出資対象企業の事業計画の進捗状況や経営状況、課題等の所在を継続的かつ適切に把握し、必要に応じた人的及び技術的援助を実施する。
- 2 〇〇機構は、出資対象企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該出資対象企業に対して調査の上、所有株式の譲渡、営業譲渡・合併の支援、会社の清算の支援、その他〇〇機構が必要と判断する措置を講じることができる。
- (1) 経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される場合。

- (2) 役員及び従業員に背信的行為の疑いがあると認められる場合。
- (3) 第三者から〇〇機構の保有する株式の譲渡の申し出があった場合。
- (4) その他〇〇機構が必要と判断した場合。

(議決権の行使、保有株式等の譲渡)

第〇条 〇〇機構による、出資対象企業に対する議決権の行使は、個別の事案に応じて適切な方法によるものとする。

- 2 〇〇機構は、適切な相手方に対して、〇〇機構が保有する株式等を譲渡することができる。
- 3 前項に定める所有株式等の譲渡に関して、その妥当性や価額等の譲渡に係る条件については、△△委員会による審議に基づき、〇〇機構が決定する。

5. 利益相反マネジメントに関すること

【内規例】

第〇条 〇〇機構は、出資に関し生じうる利益相反について、利益相反マネジメント実施に関する規則を定めて適切に管理するものとする。

研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う
株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン

平成 31 年 1 月 17 日

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
文部科学省 科学技術・学術政策局

研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人（以下「研究開発法人及び国立大学法人等」という。）については、イノベーション創出等の観点から、今般、法改正により、法人発ベンチャー（法第 34 条の 4 第 1 項に規定する成果活用事業者をいう。以下同じ。）への支援¹に努めるとともに、一定の条件下で株式又は新株予約権（以下「株式等」という。）を取得及び保有（以下「株式の取得等」という。）することができる旨が法第 34 条の 4 及び第 34 条の 5 に規定されたところである。

このため、研究開発法人及び国立大学法人等として、業務・財務の健全性を維持しつつ、今般の法改正の趣旨に則って株式の取得等を適切に実施する観点から、株式の取得等に係る基本的な考え方を示したガイドラインを次のとおり定める。

研究開発法人及び国立大学法人等の所管府省（以下「所管府省」という。）におかれては、本ガイドラインに基づき、所管法人による株式の取得等の適切な実施に万全を期していただきたい（注）。

（注）本ガイドラインは、株式の取得等に係る考え方や留意事項等を示したものである。したがって、所管府省におかれては、所管の研究開発法人及び国立大学法人等の業容等に応じた対応が求められるところである。

¹ 研究開発法人及び国立大学法人等が有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援（法第 34 条の 4 第 2 項）を指す。

I. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する考え方

技術が加速度的に進展し、産業界、大学、研究機関等の役割分担が根本的に変化している中で、企業が従来のように一者単独でビジネスや技術の社会実装を行うことが困難になっている。そのような状況の下、優れた技術や着想を有し、スピード感を持って新たに価値の創造を目指す研究開発型ベンチャーとの連携を研究開発法人及び国立大学法人等が図ることは、社会実装に向けた有効な手段であると考えられる。そのため、研究開発型ベンチャーをより一層生み出しやすい環境を整備し、研究開発法人及び国立大学法人等との連携を促すことは、イノベーションを喚起する上で極めて重要である。

このような背景の下、今般の法改正により、法第34条の4第2項において、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーへの支援に努める旨定められた。そのうえで、同条第3項において、特に必要と認める場合には、当該支援を無償等とし得ること、第34条の5において、その際は、株式等の取得や保有を行うことが可能であることが規定された。

これらは、研究開発法人及び国立大学法人等が法人発ベンチャーを支援するにあたり、現金支払いを受けることが基本であるものの、資力は弱い有望な法人発ベンチャーに対する育成支援のための措置として用意されたものである。すなわち、このような法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要と認める場合には、法人発ベンチャーからの求めに応じて株式等を受け取ることで、知的財産のライセンス、施設・設備の提供、技術指導等の必要な支援を行うことができるようにするものである。

これにより、法人発ベンチャーは、当面の事業活動のための現金を確保しつつ大学や研究開発法人から必要なサービスを受けることで事業の発展に取り組みやすくなり、研究成果の社会実装の進展が期待される。また、研究開発法人及び国立大学法人等にとっては、法人発ベンチャーの事業が発展した場合に、結果として株式等の売却益による収入の拡大が期待される。

一方で、研究開発法人及び国立大学法人等が、業務・財務の健全性を維持しつつ、株式の取得等についても法改正の趣旨に則って適切に運営していくためには、その実施に当たって留意すべき事項等、研究開発法人及び国立大学法人等において対応すべき事項について定めることが必要であり、本ガイドラインを定めることとした。

本ガイドラインに沿って、株式の取得等に係る適切性を保ちながら、研究開発法人及び国立大学法人等の研究開発の成果をより多く社会・経済に還元するとともに、民間資金の導入を飛躍的に向上させ、研究開発法人及

び国立大学法人等を中核とする知識・資金の好循環を実現することが期待される。

Ⅱ. 法人発ベンチャーへの支援に伴う株式の取得等に関する基本事項

1. 対象となる法人発ベンチャー

法第34条の4及び第34条の5は、研究開発法人及び国立大学法人等が支援に伴い株式等を取得することができる場合を、法人発ベンチャーの資力その他の事情を勘案し、特に必要な場合としている。すなわち、支援を行う研究開発法人又は国立大学法人等の研究成果を活用した事業の有望性が高い法人発ベンチャーであって、当該研究開発法人及び国立大学法人等による支援に対し、現金による支払を免除又は軽減することが当該ベンチャーの経営の加速のために特に必要と考えられる場合が対象となる。

2. 株式の取得等における留意点

研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の取得を適切に実施するため、以下の措置を講じる必要がある。法人発ベンチャーの支援に係る専門性と客観性・公平性等を担保するための体制を確保していくことが重要であり、支援の内容（知的財産の移転・設定又は許諾、施設・設備の提供、技術指導等）を明確化し、必要に応じて公表することが求められる。また、所要の組織体制や規程等を整備することが望ましい。

① 株式等の取得に係る手続き等

研究開発法人及び国立大学法人等は、法人発ベンチャーに対し、法人発ベンチャーの資力その他の事情に応じた支援を行うことができること、及びそうした支援プログラムの基本的事項（対象資産、支援対象の条件、株式取得・議決権行使の方針等）について適切に周知・公表することが重要である。また、法人発ベンチャーから株式等を提供したい旨の意向が示された場合、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等の価値を公正かつ客観的に評価できるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用しつつ、法人発ベンチャーとの合意の上で取得する株数等を決定する必要がある。

② 適切な管理

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第34条の5第2項の規定に基

づき、法人発ベンチャーから取得した株式等を保有することができることとなるが、関係法令には保有期限等は定められていない。こうした中、株式等の管理・売却等に係る対応については、研究開発法人及び国立大学法人等が、法改正の趣旨に則って適切に対応することが求められるため、組織体制及び規程等を整備しておくことが望ましい。

法人発ベンチャーからの株式等の取得は、研究開発法人及び国立大学法人等の研究成果を普及させるために法人発ベンチャーを支援する措置であり、売却益を得ることが主たる目的ではないものの、法人としての財務の健全性の確保が求められる。このため、研究開発法人及び国立大学法人等は株式等を効果的に活用できるよう管理担当者及び担当部署を指定又は設置し、その定期的な評価等適切に管理を行うものとする。また、その売却に当たっては、効果的かつ公正な判断を行えるよう、必要に応じて、株式等の取扱いに係る経験等を有する外部専門家の意見を活用することが重要である。

③ 関係規定等の遵守

研究開発法人及び国立大学法人等とこれらが株式等を保有する法人発ベンチャーとの関係については、独立行政法人通則法（国立大学法人については、国立大学法人法。）並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（国立大学法人については、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書。公立大学法人については、「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」。）等が適用されることになるため、研究開発法人及び国立大学法人等においては、これらの規定等に反することが無いよう適切に対応することが求められる。

例えば、独立行政法人通則法第 50 条の 4（国立大学法人については、国立大学法人法第 35 条。）の規定により、「密接関係法人等」に対する役員又は職員等の再就職の斡旋等規制が設けられている。また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」等においては、「特定関連会社」等との契約・取引の状況について公表が求められている。これらの他、研究開発法人及び国立大学法人等は、会社法による株式引受人の権利・責任に関する規定や金融商品取引法による会社関係者のインサイダー取引規制に関する規定など関係規定等の遵守に万全を期す必要がある。

また、研究開発法人及び国立大学法人等は、株式等を保有する法人発ベンチャーの経営体制や株主構成に反社会的勢力などとの関係が認められないことを確認する必要がある。

④情報の管理・公開

研究開発法人及び国立大学法人等は、必要な場合に社会的な説明責任を果たせるよう、案件毎に株式等を取得するとの判断に至った経緯及び理由、取得株数の考え方等を記録し、保持する必要がある。

また、所管府省に対して適時適切な報告を行うとともに、企業秘密に配慮した上で、財務諸表、事業報告書、ウェブサイト等を通じた適時・適切な情報の公開を行う。

3. 新株予約権の取扱いにおける留意点

① 新株予約権の権利行使

研究開発法人及び国立大学法人等は、法第34条の5第2項に基づき、法人発ベンチャーから取得した新株予約権の権利を行使して株式を取得することができる。また、研究開発法人においては、権利行使に伴う支出について、法人の中期計画又は中長期計画に適切に位置付けておく必要がある。具体的には、中期計画又は中長期計画の予算、収支計画及び資金計画に、当該支出及びそれに係る財源を適切に反映する。また、当該財源が目的積立金又は前中（長）期目標期間繰越積立金である場合には、それぞれ中期計画又は中長期計画における剰余金の使途又は積立金の使途に適切に明記する。

② 新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理

新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書及び「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に特段の定めが無い場合、公正妥当な企業会計の基準に準拠するとともに、会計監査人と事前に協議した上で適切に処理する必要がある。

③ 新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱い

新株予約権の権利行使により取得した株式の取扱いについては、「2. 株式の取得等における留意点」における株式の取扱いと同様とする。

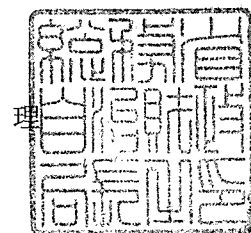


総財務第24号
元文科高第164号
令和元年6月19日

各都道府県知事
各指定都市市長
各公立大学長 } 殿

総務省自治財政局長

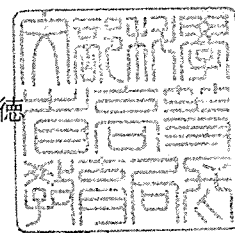
林 崎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について

このたび、第198回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)」(以下「第9次一括法」という。)が成立し、令和元年6月7日に公布されました。

これは、平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

第9次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)が改正されました(別添1参照)。改正の内容は、下記のとおりです。

各都道府県におかれては、域内の市区町村(指定都市を除く。)に対して周知願います。

記

1. 地方独立行政法人法の一部改正（第9次一括法第3条関係）

公立大学法人は、法第21条第2号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であって、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができることとしたこと。

2. 施行期日

公布の日から起算して三月を経過した日

3. その他

本改正により可能となった土地等の貸付にかかる設立団体の長の認可に当たっては、「国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準」（平成29年2月21日文部科学大臣決定、別添2参照）を参考に、適切に対応されたい。

本件連絡先

<地方独立行政法人制度関係>

総務省財務調査課 星

電 話：03-5253-5647

F A X：03-5253-5650

e-mail：koudaihou@soumu.go.jp

<公立大学法人制度関係>

文部科学省高等教育局大学振興課 岡

電 話：03-6734-3370

F A X：03-6734-3387

e-mail：daigakuc@mext.go.jp

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係（第一条・第二条）

第二章 総務省関係（第三条）

第三章 文部科学省関係（第四条―第八条）

第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）

第五章 経済産業省関係（第十一条）

第六章 国土交通省関係（第十二条・第十三条）

附則

第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に、「第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項」を「同条第一項」に、「「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」を「、「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中「、第二十六条第二項」を削る。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

（地方独立行政法人法の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の一条を加える。

（土地等の貸付け）

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第二百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に「、第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係

（教育職員免許法の一部改正）

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第七条第一項中「所掌事項」を「所掌」に、「利用し」を「利用すること」に改め、同条第二項中「教育委員会」の下に「（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条中「教育委員会」の下に「（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）」を加える。

第三十条第一項中「教育委員会」の下に「（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）」を加える。

第四十条第一項中「市町村の教育委員会」を「当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）」に改める。

（図書館法の一部改正）

第六条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会に」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）」に改める。

第十三条第一項中「教育委員会」の下に「（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）」を加える。

第十五条中「教育委員会」の下に「（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）」を加える。

(博物館法の一部改正)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。)」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号ま

で及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項」に、「事務」を「もの」に改める。

第三十三条第一項中「限度」を「限り」に、「取扱その他学校その他の教育機関」を「取扱いその他」に改め、同条第二項中「定を」を「定めを」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第九条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

（介護保険法の一部改正）

第十条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長

第百十五条の三十二第三項中「の長」の下に「、中核市の長」を加える。

第百九十七条第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）」を「中核市」に改める。

第五章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十一条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項第三号中「者」の下に「若しくは同法第十四条の二第八項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者）」を加え、同条第二項中「譲受」を「譲受け」に、「その他」を「、その他」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「呈示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受に」を「譲受けに」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。

第五十条の二第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「に關しては、」を「についての」に、「中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み

替えるもの」を「の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

<p>第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項</p>	<p>経済産業省令</p>	<p>内閣府令</p>
<p>第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県公安委員会</p>

第五十条の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第十二条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。

第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。

(建築士法の一部改正)

第十三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「二年」の下に「（都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

四 第十条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第十条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。

2 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（放課後児童健全育成事業に関する検討）

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の

児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第百二号）の項中「、第二十六条第二項」を削る。

（文化芸術基本法の一部改正）

第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

（健康増進法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「、第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に

、」を削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「」を「」に改め、「の」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び、「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と」を削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正案	現行
<p>（土地等の貸付け）</p> <p>第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。</p> <p>（設立団体が二以上である場合の特例）</p> <p>第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十</p>	<p>（新設）</p> <p>第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十</p>

七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百一十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)

七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百一十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)

国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準

平成29年2月21日
文部科学大臣決定

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（以下「法」という。）第三十四条の二に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、当該国立大学法人等の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）を貸し付けようとする場合（当該土地等の一部を国立大学法人等も引き続き利用しているものの、利用面積や利用状況等を鑑み、当該土地等が主に貸付相手方の利用に資すると判断される場合も含む。）の文部科学大臣の認可を行うための基準を次のように定める。

第1 文部科学大臣の認可

1 様式

国立大学法人等が法第三十四条の二に規定する土地等の貸付けを行おうとする場合には、文部科学大臣に別紙様式の「国立大学法人法第三十四条の二における土地等にかかる貸付け申請書」を提出することにより、申請手続を行う。

2 添付資料

前項の申請をする際には、次に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 土地等の貸付けに係る国立大学法人等において定める規則
- (2) 貸付相手方を入札により選定しようとする際に予定している入札公告案
- (3) 貸付相手方と契約を結ぼうとする際に予定している契約書案
- (4) 貸付けを行おうとする土地等の配置図及び平面図
- (5) 貸付けを行おうとする土地等の貸付期間終了後の当該国立大学法人等における使用用途が分かる計画などを記した資料
- (6) その他法第三十四条の二に規定する土地等の貸付けを認可するにあたって文部科学大臣が必要と認める資料

第2 文部科学大臣への報告

- 1 国立大学法人等は、貸付相手方との契約が締結された時点で、速やかに当該契約書の写しを文部科学大臣に対して提出しなければならない。
- 2 国立大学法人等は、貸付相手方における当該土地等の利用用途の変更など、第2の1において提出した契約書の写しの内容に変更が生じた場合には、変更後、速やかに変更後の当該契約書の写しを文部科学大臣に対して提出しなければならない。

第3 貸し付ける場合の判断基準

1 貸付けの範囲

法第三十四条の二に規定する「第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲」とは、以下のいずれにも該当しないことを指し、これ

らに該当しない場合には、国立大学法人等の所有に属する土地等を貸し付けることができる。

- (1) 国立大学法人等の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること。
- (2) 国立大学法人等の財産の管理上支障の生じるおそれがあること。
- (3) 国立大学法人等の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること。
 - ① 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用するものであること
 - ② 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用するものであること
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものであること
 - ④ 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用するものであること
- (4) その他国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること。

2 貸付けの対象

貸し付けることができる土地等は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当該国立大学法人等において将来的な使用予定はあるものの、当面これらのために使用されることが予定されていないものとする。

3 貸し付ける場合の留意事項

- (1) 必要に応じて、国立大学法人等が使用する部分と貸し付ける部分の動線を分離する等、安全管理にも配慮すること。
- (2) 貸し付ける部分の土地等において、第三者との権利関係を十分に調査して確認をしておくこと。

第4 貸付契約の方式及び貸付期間

貸付契約の方式及び貸付期間は、区分に応じて以下の通りとする。

1 土地の貸付け

当該貸付けが建物の所有を目的とする場合においては、当該土地が国立大学法人等の財産であり、将来、国立大学法人等が自らの業務のために使用する予定があることなどを考慮して、原則、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条に基づく定期借地権の設定契約（以下「定期借地契約」という。）又は第二十三条に基づく事業用定期借地権の設定契約（以下「事業用定期借地契約」という。）によるものとする。

また、当該貸付けが建物の所有以外を目的とする場合においては、借地借家法の適用のない賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の国立大学法人等の将来における使

用見込み、当該建物の構造、使用期間等を勘案して、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

なお、定期借地契約及び事業用定期借地契約は、公正証書によらなければならないことに留意する。

2 建物の貸付け

原則、借地借家法第三十八条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。貸付期間は、当該建物の将来における国立大学法人等の使用見込み等を勘案して、民間の賃貸借事例を参考に、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

3 建物以外の土地の定着物の貸付け

原則、当該土地の定着物の種類に応じて賃貸借契約によるものとする。

貸付期間は、法令の定める期間内で、当該土地の定着物の国立大学法人等の将来における使用見込み等を勘案して、法令の規定に基づき、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

第5 貸付契約の更新等

貸付契約の更新は、法令の規定に基づき行うこととし、定期借地契約、事業用定期借地契約には、更新制度はなく、引き続き貸付けを行う場合には、再契約となることに留意し、かつ、国立大学法人等は改めて法第三十四条の二に規定する文部科学大臣の認可を受けるための申請を文部科学大臣に対して提出するものとする。なお、再申請の際には、当初の申請において提出をしていた、当該貸付けの対象となる土地等に関する国立大学法人等としての将来的な使用予定と、貸付期間との合理性の説明との関係性を明確にしなければならない。

第6 貸付相手方の選定

1 貸付契約を締結しようとする場合には、貸付相手方として、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、かつ、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を貸付期間を通じて適切に履行する者を慎重に選定しなければならない。

2 貸付相手方を入札により選定する際には、入札公告の参加資格として、次に掲げる要件を明記しなければならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

- るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
 - (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと
- 3 公募に参加させる際には、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約させ、貸し付けた後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該貸付契約の解消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出させなければならない。また、国立大学法人等は、必要に応じて、当該土地等の所在地を管轄する警視庁又は都道府県警察に、公募参加者が前項の要件を満たすか否か確認し、確認の結果、当該者が前項の要件に反する場合には契約を締結しないものとしなければならない。

第7 担保

貸付料の不払い、原状回復不履行などに備えて、各国立大学法人等における内部規則等に基づき、原則、担保を徴することとする。

第8 損害保険の付保

独立した一棟の建物の全部又はその大部分を貸し付ける場合においては、必要に応じて貸付相手方に国立大学法人等の指定する金額を保険金額とし、国立大学法人等を被保険者とする損害保険契約を締結させることとする。

第9 貸付申請の手続き等

- 1 貸付けを行う場合には、上記第6により選定した貸付相手方から、次に掲げる事項を記載した貸付申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。
 - (1) 所在地
 - (2) 数量
 - (3) 利用用途
- 2 その際に次の各号に掲げる書類のうちそれぞれ必要なものを添付させなければならない。
 - (1) 申請物件の利用計画書（利用計画図添付）
 - (2) 事業計画書
 - (3) 申請者が地方公共団体であって貸付申請が当該地方公共団体の議決機関の決議を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に関するものであるときは、その根拠となる条例の条項、また、予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書
 - (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所

- 及び代表者等を記載した現在事項全部証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業（決算）報告書
- (5) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）であって、当該施設の取得に当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類
 - (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
 - (7) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書
 - (8) 暴対法第二条に規定する暴力団を排除する取組として、次に掲げる事項を記載した誓約書（ただし、入札参加の際に下記に係る誓約書を提出している場合又は相手方が国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人等の場合は除く。）
 - ① 第6の2(1)から(6)に当たる契約の相手方として不適当な者に貸付相手方が該当せず、将来においても該当しないこと
 - ② 貸付けを受けた国立大学法人等の財産の使用にあたっては、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付けの対象となる土地等を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡することを行わないこと
 - ③ 貸付けを受けた国立大学法人等の財産を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに国立大学法人等と連携をして、必要に応じて警察への通報などの対応をとること。
 - (9) 暴対法第二条に規定する暴力団を排除する取組として、役職名、氏名、生年月日、性別、住所等を記載した役員名簿（ただし、相手方が国、地方公共団体、独立行政法人若しくは国立大学法人等の場合は除く。）
 - (10) その他貸付申請に当たり必要と認めるもの

第10 転貸及び賃借権の譲渡等の取扱い

1 転貸

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に転貸をしようとする際には、必ず予め国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。
- (2) 転貸について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、転貸の期間を通じて、転貸人である貸付相手方が、国立大学法人等との契約における貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を適切に履行する上で妨げにならないと国立大学法人等が認める者が転借人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 転借人の転貸人に対する転貸料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 転借人の利用用途が上記第3の1(1)から(4)のいずれにかに該当する恐れがある場合
- (3) 転貸を行う場合には、次に掲げる事項を記載した転貸承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 転貸の対象となる土地等の所在地、数量、面積
 - ② 転借人の住所及び氏名
 - ③ 転借人の利用用途

2 賃借権の譲渡

- (1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が第三者に賃借権を譲渡しようとする際には、必ず予め国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めること。
- (2) 賃借権の譲渡について貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の用途又は目的を妨げないと認められ、かつ、貸付期間を通じて、契約に基づき、貸し付けた土地等の利用方法及び貸付料の支払い等の貸付条件を適切に履行すると国立大学法人等が認める者が譲受人であることのほか、国立大学法人等が不利となるおそれがなく、やむを得ない場合と認められる場合に限り承認することができる。

なお、国立大学法人等が不利になるおそれがある場合としては、例えば以下のような場合がある。

- ① 譲受人の貸付料支払い能力に不安がある場合
 - ② 契約における借地権・土地賃借権の残存期間が短い場合
 - ③ 借地権等の譲渡により貸付土地等が細分化され、貸付土地等の全体的利用、効率利用に著しい支障をきたし、価格の低下、利用価値の減少等が生じる場合
 - ④ 借地権等の譲受人に人的信頼関係がない場合
- (3) 賃借権の譲渡を行う場合には、次に掲げる事項を記載した賃借権譲渡申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 賃借権の譲渡の対象となる土地等の表示（所在地、種目、数量、面積等）
 - ② 譲受人の住所及び氏名
 - ③ 譲受人の利用用途
 - ④ 譲渡予定年月日
 - ⑤ 譲渡を必要とする理由
 - ⑥ 譲渡契約書（案）
- (4) 賃借権の譲受人と貸付契約を締結する場合には、賃借権の譲受人は国立大学法人等と賃借権の譲渡人との間の契約（以下「原契約」という。）における借受人の地位を承継するものとして取扱い、貸付期間は原契約における残存期間、貸付料は原契約における金額とする。

3 貸付相手方所有建物の第三者に対する貸付け

貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が貸付地上の自己所有建物を第三者に貸し付けようとする際には、当該建物の貸付けを受けた第三者の利用等により、貸付相手方と国立大学法人等との間の契約における貸付条件の適切な履行が妨げられないよう貸付相手方において責任を持ち、仮に違反が確認された場合には速やかに貸付相手方は違反の是正のための措置をとることを定めなければならない。

4 増改築等

(1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が増改築等による現状の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする際には、必ず予め国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

(2) 増改築等による現状の変更をすることについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げるおそれがないと認められることのほか、次の事項に留意して国立大学法人等において審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事前に承認することができる。

- ① 増改築を必要とする事情
- ② 建物の朽廃状態
- ③ 貸付けの残存期間
- ④ 建築基準法、都市計画法等により諸規制との整合性
- ⑤ 貸付料の納付状況
- ⑥ 建物の種類、構造等の変更を行う場合には、①～⑤のほか、当該土地等周辺の防火地域の指定の有無、付近の土地の利用状況、契約締結後の事情の変化の有無

(3) 貸付相手方が増改築等による現状の変更をする場合には、次に掲げる事項を記載した増改築等承認申請書を国立大学法人等に提出させなければならない。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。

- ① 増改築等の対象となる建物の表示（所在地、種目、数量、面積等）
- ② 増改築等しようとする建物の表示（種目、数量等）
- ③ 利用用途
- ④ 増改築等の工事予定年月日及び工事完了予定日
- ⑤ 増改築等を必要とする理由
- ⑥ その他参考資料

5 利用用途変更

(1) 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、貸付相手方が利用用途の変更を行おうとする際には、必ず予め国立大学法人等に対して承認申請を行うよう定めなければならない。

(2) 利用用途を変更することについて貸付相手方より承認申請があった場合には、国立大学法人等の財産の用途又は目的を妨げることにならないことのほか、次の事項に留意して国立大学法人等に審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り承認することができる。

- ① 利用用途変更を必要とする事情
 - ② 変更後の利用用途が上記第3の1(1)から(4)のいずれにも該当しないこと。
 - ③ 貸付けの残存期間
- (3) 利用用途の変更を行う場合には、次に掲げる事項を記載した利用用途変更申請書を国立大学法人等に提出させること。なお、申請については、上記第9に準じて、必要な書類を添付して提出させるものとする。
- ① 利用用途変更の対象となる土地等の所在地、数量、面積
 - ② 変更後の利用用途

第11 貸付契約の違反に対する措置等

1 国立大学法人等は、貸付契約書で定めた履行義務について、当該履行義務に違反した場合における措置内容を次に掲げるとおり契約書に定め、違反を確認した場合は、次に掲げる区分に応じ、速やかに措置するものとする。

(1) 無断で転貸等をしたとき

貸付相手方が無断で転貸又は賃借権の譲渡をしたときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明け渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、それぞれ第10の1(2)、2(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(2) 増改築等の現状変更の制限に違反したとき

増改築等の現状変更の制限に違反したときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付財産の明け渡しを求めるものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第10の4(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(3) 契約において指定された用途（以下「指定用途」という。）に違反したとき

① 指定用途以外の用途に供したときは、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求め、当該期間内に履行しないときは民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金の徴収及び契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

② ①に規定する期間内に指定用途に供しない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付財産の明け渡しを求めるものとする。ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、第10の5(2)の承認申請に準じて審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

(4) その他契約書に定める義務等に違反したとき

① 直ちに是正を求め、是正に応じない場合には、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収する旨を相手方に通知するものとする。

② ①の是正に応じない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収す

るとともに、契約を解除し、貸付財産の明渡しを求めるものとする。

- 2 貸付相手方との当該貸付けに係る契約において、契約に定める義務の履行状況を確認するため、国立大学法人等が実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を貸付相手方に徴求できる旨の特約を付さなければならない。また、当該特約に違反した場合には、違約金を徴する旨の特約もあわせて付さなければならない。

第12 貸付料、一時金等

貸付料の額の算定や一時金の徴収方法、額の算定等については、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして、適正な額及び方法等を国立大学法人等と貸付相手方との貸付契約において定めなければならない。

附 則

この決定は、平成二十九年四月一日から実施する。